

鹿行ニュース No.108

令和 4年 1月 11日

鹿児島県行政書士会  
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室  
(敷地内併設の駐車場は30分無料)  
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会  
会長 鶴 信光

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課高度化支援係より令和4年1月8日付で下記内容について情報提供がありましたので、お知らせいたします。

記

かごしま中小企業支援ネットワーク構成機関 ご担当者 様

本県の感染状況については、1月5日に県内初となるオミクロン株の市中感染が確認されるとともに、冬休みや年末年始の帰省、旅行等による人流の増加に伴い、1月7日には感染者が110名となるなど、感染が急激に拡大しています。

特に、奄美大島においては、1月6日が52人、1月7日が87人となるなど、県内の新規感染者の大半を占める状況となっており、爆発的に感染が拡大しています。

奄美大島でのこれ以上の感染拡大を防ぎ、医療提供体制の負荷を軽減する観点から、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場面等における効果的な対策として、奄美大島5市町村（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）の飲食店を対象に、1月11日から1月24日までの間、20時までの営業時間短縮の要請を行います。

併せて、要請に応じていただいた飲食店のうち、要件を満たしている飲食店については、売上高等に応じて協力金を支給します。

つきましては、協力金の概要をまとめたリーフレットを送付しますので、会員の皆様方へ幅広く周知くださいますようお願いいたします。

※ 時短要請や対象施設についての問合せがあった場合は、下記コールセンターを案内くださいますようお願いいたします。

<コロナ相談かごしま>

099-833-3221 (24時間対応：土日祝日も含む)

お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

鹿児島県 商工労働水産部中小企業支援課  
高度化支援係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL：099-286-2949 (内線：2957)

FAX：099-286-5576

E-mail：[koudokashien@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:koudokashien@pref.kagoshima.lg.jp)

※詳細は別紙及び上記記載のコールセンター又は鹿児島県ホームページにアクセスしてご確認願います。

アクセス手順：鹿児島県トップページ>健康・福祉>健康・医療>新型コロナウイルス感染症>事業者の皆さまへ

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。